亀岡市告示第２１０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の規定により、令和８年亀岡市告示第３９号で指定した指定納付受託者について、事務所の所在地の変更の届出があったため、地方自治法第２３１条の２の３第４項及び亀岡市財務規則（昭和４０年亀岡市規則第１号）第４７条の２第３項の規定により告示する。

令和８年１１月２日

亀岡市長　桂川　孝裕

１　指定納付受託者の名称
アマゾンジャパン合同会社

２　指定納付受託者の所在地
【変更前】
東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
【変更後】
東京都港区麻布台一丁目３番１号

３　変更日
令和８年１１月２日